

適用初年度のスクリーニングに注意 法人税等会計基準改正に伴う実務ポイント

有限責任あずさ監査法人
公認会計士 荒巻 賢

【この章のエッセンス】

●従来損益に計上するとされていた
当事業年度の所得に対する法人
税、住民税及び事業税等を、その発
生源となる取引等に応じて、損
益、株主資本およびその他の包括
利益(または評価・換算差額等)に
区分して計上するよう改正されて
いる。

●グループ法人税制が適用される場
合の子会社株式等の売却に係る税
効果の取扱いとして、子会社株式
等を売却した企業の個別財務諸表
において、売却損益に係る一時差
異に対して繰延税金資産または繰
延税金負債が計上されているとき
は、連結決算手続上、当該一時差異
に係る繰延税金資産または繰延税

金負債を取り崩す等の改正が行わ
れている。

はじめに

2022年10月28日に企業会計基
準委員会(ASBJ)より、次の企業
会計基準および企業会計基準適用指
針(以下、あわせて「本会計基準等」
という)の改正基準が公表されてお
り、2024年4月1日以後開始す
る連結会計年度および事業年度の期
首から適用されている。

・企業会計基準27号「法人税、住民税
及び事業税等に関する会計基準」
(以下、「法人税等会計基準」とい
う)。
・企業会計基準25号「包括利益の表示

に関する会計基準」

・企業会計基準適用指針28号「税効果
会計に係る会計基準の適用指針」
(以下、「税効果適用指針」という)

本会計基準等では、次の2つの項
目について改正されている。

・税金費用の計上区分(その他の包括
利益に対する課税)

・グループ法人税制が適用される場合
の子会社株式等(子会社株式または
関連会社株式の売却に係る税効果

本章では、本会計基準等の改正の
概要について、設例を交えて説明す
るとともに、改正の影響を受ける取
引または事象(以下、「取引等」とい
う)をスクリーニングする際の留意

点についても解説する。なお、文中
の意見にわたる部分は筆者の私見で
あることをあらかじめ申し添える。

税金費用の計上区分

(1) 改正の概要

① 原則的な取扱い

本会計基準等の改正により、当事
業年度の所得に対する法人税、地方
法人税、住民税及び事業税(以下、「法
人税、住民税及び事業税等」という)
の計上区分の見直しが行われてい
る。従来、法令に従い算定された法
人税、住民税及び事業税等の額はす
べて損益に計上されていたが、改正
後は、その発生源となる取引等に
応じて、損益、株主資本およびその
他の包括利益(または評価・換算差
額等)に区分して計上されることと
なっている(法人税等会計基準5項、
5―2項)。

② 改正理由

改正が行われた理由は、主とし
て、税引前当期純利益と税金費用の
対応関係を図るためである。従来の
法人税等会計基準では、その他の包
括利益に計上された取引等が課税所
得計算上の益金または損金に算入さ